

Title	ジョン・ロックの利子学説 (上)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.8 (1918. 8) ,p.1029(1)- 1058(30)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(む望を記附御旨る依に告廣誌雜會學田三は節の文注御へ主告廣)

内務省東京衛生試験所試験済

の滋養 スツポンスープ



印 スツポン 何志べ煮(罐詰)

心臓、神経衰弱、脚氣、不眠症、胃腸の疾患一切、肋膜炎、肺結核、
月經不順、痔疾、リウマチス、産前産後、病後の疲勞一切

東京市麻布區飯倉四ツ辻



スツポンスープ
及ビあしべ煮
製造發賣元

浪花合名商會

電話芝 六七五四
電略(ナニシ)又ハ(ナ)

三田學會雜誌 第十二卷第八號

論 說

ジョン・ロックの利子學說(上)

高橋誠一郎

政治上及び信仰上の自由に對する英國國民の奮闘は強烈なる動搖を以てLockeの
周圍に澎湃せり。彼れ自身は其の中に在りて確然たる地位を取り、而して又彼れ
が一身上の行路も是に由りて惑亂せられたり。加之、彼れの思想亦彼れ自身が其
の精神的特質を鞏固ならしめ且つ完成せしむるに與つて力ありし社會的環境の
強大なる影響を顯せり(Hucken, Die Lebensanschauungen der grossen Denker. 1911. S. 357.)。

彼れの周圍は彼れを驅つて政治學の研究に赴かしめ、應て又其の國民が經濟生活の一端を以て liberal study の對境たらしめたり。第十七世紀末の英國に於ける利子論争史は John Locke の大名を得て、愈、其の光彩を大ならしむるを得たり。

Locke が匿名の著 *Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money. In a Letter to a Member of Parliament.* が初て出版の免許を得たるは一千六百九十一年十一月二十七日のことに屬すれども、本篇中其の三分の二を占むる利子低減論は凡そ、かの exchequer の閉鎖せられたる一千六百七十二年の交に成りしものにして、一千六百九十年に至り、彼れは之に貨幣陞價論を加筆せるなり(一千六百九十一年十一月七日附、同書献本の手簡参照)。而して彼れは今や久しく遺却せられたる其の舊稿を閲讀して、當時に於ける彼れの思想が其の約二十年の昔に於て抱懐せる所と異なるものなきを見たり。彼れ等は彼れに取りて仍依然として眞理たるの觀を有せるなり。著者が本書を寄せたる a Member of Parliament. は Sir John Somers なり。彼れの An Essay concerning Human Understanding. に對して常に冷淡なる語氣を以て云々せる Leibnitz (In Lockio sunt quaedam particularia non

male exposita, sed in summa longe aberravit a janua, nec naturam mentis veritatisque intellexit.—Leibnitii Opera, tom. v. p. 355, ed. G. G. Dutens. 1768.) も其の通貨論を評して、這般の問題に關し更に是よりも堅實にして聰明なる言説を行ふこと能はずと推賞するに吝ならざりき。(而も彼れは一千六百九十六年に於ける英國鑄貨制度の復舊を以て豪快なるも餘に失費大なるものなりと做し、名實兩價值同一なる通貨制度を設定するも之と等しく物價の tarif raisonnable を確立するにあらずれば終に無用なる可く、然らずんば貨幣に由りて貨幣を量定するの旋廻に陥るを免れずと説けり。前掲 250)° Some Considerations の出版は翌一千六百九十二年にして、其の後一千六百九十六年に至り、一千六百九十五年版の兩小冊子 Short Observations on a Printed Paper, intitled, *For encouraging the Coining Silver Money in England, and after for keeping it here.* 並に Further Considerations Concerning Raising the Value of Money, wherein Mr. Lowndes's Arguments for it in his late Report concerning An Essay for the Amendment of the Silver Coins, are particularly Examined. 及び卷せしむる Several Papers relating to Money, Interest and Trade, &c. Writ upon several Occasions, and Published at different Times. の題下に其の姓名を署して出版し更に一千七

百十四年、一千七百二十二年、一千七百四十年、一千七百九十四年、及び其の他數次刊行せられたる彼れの全集中に收録せられたり。洵に J. Bonar の所見の如く、本書は其の表題に於ては利子低減及び貨幣價值陞高の結果を論じたるものに過ぎずと雖、或程度まで經濟學の一般原理に關する汎論たるの性質を具有するものなり (Palgrave, Dictionary of Political Economy, vol. II, p. 635.)。吾人は姑く彼れが利子論と關聯して叙述せられたる其の經濟學說を解説せん。

「貨幣借入の代價 (The Price of the Hire of Money) は法律に據りて調整するを得可きや」の問題に對して與へたる Locke の解答は正に Barbon と North との中道を行くものなり。彼れは大體論として (generally speaking) 其の不可能なるを主張せり。即ち何人と雖、單純なる快樂よりして貨幣を借入れ、若しくは利子を支拂ふ者なく、彼れ等をして借入の煩勞と失費とを忍ぶの已むなきに至らしむるものは貨幣の窮乏なり、而して之に對する欲求に比例し、有ゆる人は其の費用を顧ることなくして之を借入るゝなり。斯くて其の道に老巧なる者は常に法禁を回避し、刑罰を免るゝの手段を知悉するなり。然らば這般の法制より生ず可き必然の結果は如何。

第一に貸借の困難を増大し、是に由りて財富の基礎たる交易を阻害す可く、第二に寡婦孤兒其の他扶助援護を要すること最も大なる者に對して有害なる結果を及す可く、第三に貨幣の眞正にして國民的なる價值 (the true and National Value) に準據して之を貸出すの技術に熟達せる銀行業者、貸金周旋人及び其の餘の巧妙なる仲次人の利益を著しく増加せしむ可く、第四に恐らくは國民の間に偽證の罪惡を誘致するに至る可し。寔に貨幣の價格を調節する者は獨り貨幣の需要あるのみ。吾人にして若し葡萄酒、絹物又は其の他の贅物に對して價格を設定するの困難を想ひ、飢饉の秋に際し、食料品の相場を決定するの不可能なるを知らば、恐らく法の力に依りて規定以上の利子を徴收するを防遏すること能はざるの理を闡明するを得可し。貨幣は即ち普遍的貨物にして、其の交易に缺く可らざるは、宛も食物の生命に對するが如くなれば、何人も其の價格如何に拘らず、之を取得せざる可らず、而して其の稀少なるに際しては己むを得ずして高價を支拂はざるを得ず。加之、企業と等しく消費貸借も亦貨幣の需要を喚起するなり。而して若し利子にして四分に低減せられんか、商工業者は其の資金の借入に際し、現在に比し、微塵も低廉

に之を享得すること能はざるのみか、却て二個の有害なる結果を随伴するに至る可し。第一に彼れ等は更に高價を支拂ふ可く、第二に地方に商工業を鼓舞す可き貨幣を残すこと少きに至る可し。若し法定利子 (Legal Use) にして自然利子 (Natural Use) 現在に於ける貨幣の稀少性に基きて定れるものと大差なき點に設定せられんか、人は其の貨幣を銀行業者の手中に委ぬるが爲に倫敦に送致するの必要に驅らるゝことなく、之を地方に於ける其の隣人に貸出すに至る可く、資金の分配をして地方の商工業に取り有利なるに至らしむ可し。然るに若し利率にして低減せられんか、貸手は商工業者又は郷紳に對するよりも寧ろ法定利子を以て銀行業者に之を貸出すなる可し。斯くて彼れ等は法律の侵犯せらるゝ際には、銀行業者の資金獨占と法律違反の危険とに基き、自然利子の極度若しくは其の以上を支拂ふに至る可きこと必然なり。而も自然利子が七分にして、法定利子が六分なりとせば、資本家は精々七分の一の利益の爲に法禁を犯すを欲せざる可く、銀行業者は僅々一分の利益に對して強て借入を行はざる可く、資金所有者亦克く適法の利益を擧げ得るが故に、之を銀行業者に貸付くることなかる可し。貨幣の自然利子を騰

貴せしむるに二途あり。一は一國の貨幣が其の人民の負債に比して少額なる時にして、二は貨幣が一國の商工業に比して少額なる時はなり。恰も市場に於ける商品が僅に其の顧客の需要の一半を満すに過ぎざる場合に其の價格の騰貴を見るが如し。法にして能く有効に利子の價格を低減するを得可しとせば、吾人は又合理的に家屋又は船舶の賃貸料に對しても定率を課するを得可し。法は毫も借手の負擔を輕減することなくして、結局貸付の技術を發達せしむるに過ぎざるなり (Some Considerations, 一千六百九十二年版 pp. 1-11)。Locke は屢、本論に於て貸附を以て正貨と區別せざるの疎漏に陥れり。

然も這般の法制にして、其の主張者の所期の如く貨幣の國民的價格を強壓し、四分以上の利子を以て貸付くるを防遏し得たりとするも、其の結果は彼れ等の想像するが如く良好なるものに非ず。第一にそは寡婦孤兒及び貨幣に於て其の資産を有する總ての者に對して損害を與ふ可く、第二にそは是等の人民に罪なくして損害を蒙らしむる一方に於て毫末も國家を利することなかる可く、第三にそは債務を負へる商人に利益たるのみにして、商人も債權者も共に英國國民なりとせば、國

家は其の商工業に於て何等の損得なく、結局危険に對する利益の不權衡は貸出を阻害し、應て企業を沮喪せしむ可く、而して第四に一定の交易を推進せしむるが爲には一定比率の貨幣を必要とするが故に、這般の貨幣にして靜止せんか、之に比例して交易は減縮せられざる可らず。危険大にして利得小なる所に在りては、人は多く其の貨幣を低利に貸出すの危険を冒すよりも、寧ろ之を蓄藏するの途を擇ぶなる可し。英國は何等の鑛坑を所有せず、貿易に依るの外、富を取得し又は之を吾人の間に保留する方法存せざるが故に、我が貿易にして損失を蒙らんか、我が國富は必然之に比例し、之に伴ひて逸失せざるを得ず。吾人と我が隣邦との間に於ける貿易の不權衡は當然我が貨幣を拉し去りて、急速に吾人を貧窮の狀態に委せざるを得ず。斯くてLockeは最も露骨なる貿易平衡論者の面目を遺憾なく發揮せり。曰く、自然に由りて金銀鑛を給與せらるゝことなき國家に在りて富裕と爲るの途は單に征服及び商業の二者あるのみと。羅馬人は前者に依りて世界の財寶の所有者と爲れり、而も我が現今の狀態に於ては、何人も克く我が劍戟に依りて世界の利を收得し、被征服民よりの戰利品と貢税とを以て國用支辨の基本たらし

めんとを期待する能はざる可し。然れば商業は財寶に對しても又は生存に對しても吾人に殘されたる唯一の手段なり。而して我が有利なる地位は海事に於て敢爲且つ堪能なる我が人民の勤勉及び資性と相俟ちて自ら之に對して吾人を適應せしめ、斯くて是に依りて英國國民は今日に至るまで支持せられ、而して貿易は殆ど其の自由に放任せられ、單に上述せる天然の利益に由りて援助せらるゝのみにして、克く吾人に富裕と充實とを齎し、英國をして恒に其の隣邦と同等の位置(縱令其の孰れに對しても優越することなかりしとするも)に坐せしめたり。而して若し航海の改正(主として一千六百六十年の航海條例 II Car. II. c. 18 を意味するものなる可し、當時之に對して發せられたる是非の論は Child が A New Discourse of Trade. Chap. IV. に據りて窺知するを得可し)以來、更に擴張せられ、更に良く諒知せられたる貿易の利益が吾人に對して幾多の競争者を憤起せしむることなく、前數代に於ける驚奇す可き政策が他の敵手をして吾人と相並んで海事に従事せしむることなかりしならんには正に何等の困難なくして這般の地位を持續し得たりしなる可し。而も今や彼れ等敵手は我が失策又は貨幣の缺乏に由りて吾人の手中

より逸失す可き貿易の有ゆる部分を彼れ等自身的手中に略取す可きこと明なり、而して之にして一度失はれんか、事後の注意に依りて再び之を挽回せんこと決して容易の業にあらず。即ち貿易の流は宛も水のそれを如く自ら流路を形成するものにして、既に其の兩岸の間に深く穿入せる河川の如く、後に至りて其の方向を轉換せしむること難し。斯くて貿易は財富を生産するが爲に缺く可らざるものにして、貨幣は又貿易を遂行するが爲に必須なるものなり。是特に注意警戒を要する所して、若し此の一事にして忽諸に附せられんか、吾人は吾人の間に種々なる算段を廻し、各自の手より得たる小額の貨幣を合して、我が窮乏を防止せんと焦慮するも其の效なかる可く、貿易の衰頹は急速に有ゆる殘餘を消耗し去る可く、是に至りて恐らく利子の低下に由りて其の所有地の價值を騰貴せしむ可きを期待せる地主は、貨幣減して業務を持続する能はざるが故に其の土地を賃借す可き農夫若しくは之を購入す可き買手をも得ること能はずして、其の豫想は無殘に破壊せらるゝことゝ爲る可し。然れば貨幣の貸付を妨害するものは總て貿易を損傷す可く、斯くて貸出を阻止するに至る可き利子低減は之に準じて貿易の車輪を轉廻

せしむ可き貨幣の潮流を抑塞し、以て國家の損失を招くに至る可し(Dp. 121-17)。

然も、以上は悉く貸借兩當事者が總て英國人なりと假定しての論なり、若し貸手にして外國人なりとせんか、利子を六分より四分に低減するに由りて國家は年々外國人に支拂ふ可き利子の三分の一を利することゝ爲る可し。然れども斯くの如き利子の低減は我が國産物の價格を下落せしむるか又は我が貿易を減少せしむるか、然らざれば或は豫期の如く高利を防止することなきか、三者中孰れかの結果を生ず可し。即ち若し利子低減の際に吾人が貨幣を缺くことなしとせば、毫も我が隣邦より高歩の利子を以て借入るゝを抑制するの必要存せざる可し。而して若し吾人にして貨幣を缺くとせば、必要は依然として吾人を驅つて彼れ等より借入を爲さしむ可く、而して其の利子歩合は偏に吾人が必要の程度に由りて決定せらる可くして、我が法律の規定に従ふとなかる可し。若し又吾人にして借入を行はずして貨幣の稀少を告ぐることゝ爲らんか、商人の仕入及び輸出並に工匠の製作は是が爲に阻害せられざるを得ず。然れば一國は是に由りて偏に貨幣の缺乏、企業の停止が我が利得を阻害するに因りて、吾人に對する貨幣の誘入を抑制す

る程度に比し、外國人に對する利子の支拂が我が貨幣を拉し去るの多寡に比例して損得の差を生ず可く、そは單に吾人が幾許の貨幣を幾分の利子を以て外國人より借入るゝや、而して又吾人が貿易上該貨幣よりして幾許の利潤を贏ち得るやを、知悉せる者に依りてのみ能く積算せらるゝを得可し。而も吾人が貧富の岐るゝは全く吾人が利附借入を爲すと否とに依頼するに非ずして、我が消費財の輸入若しくは輸出の多寡に存すること調査に照して眞なるに庶幾し。斯くて若し商人の利得が其の利子以上にして、然らずんば彼れは交易を營まざる可きが故に利得が常に利子よりも大なる可きこと確實なり、借入金をして交易せられたるものは悉く我が輸入に對する輸出の超過に外ならずとせば、國家は這般の借入に依りて商人の利得が其の利子以上に存する範圍内に於て利する所ある可し。而も若し吾人にして止に自己の失費の爲に借入を爲せりとせば、吾人は其の消費せる貨物に對する貨幣の支拂及び該貨幣に對する利子の支拂に由りて二重に貧困を來す可し。然も商賈は其の利子よりも大なる報酬を收むるに由りて終始利得す可きなり。由是觀之、外資輸入其の物は國家をして富裕若しくは貧困に赴かしむるも

のにあらず、即ちそは兩様の結果を生ずることある可く、却て我が收穫及び工業品を以て支拂ひ得る以上の消費は窮乏を誘致す可く、而して窮乏は又借入を誘起するに至るなり。貨幣の貿易に取りて必要なるは之を二重に觀察するを得可し。第一は勞働者及び地主に支拂ふ可き人の手中に存する場合にして、若し此の種の人に於て貨幣を缺かんか、工業品は生産を絶し、貿易は是に由りて停止損傷せらる可し。第二は消費者、彼れは茲に此の語を以て輸出の目的を以て貨物の製造せられたる際に之を購入する者を意味す、の手中に存する場合にして、彼にして貨幣を缺かば貨物の價值は減少す可く、從て國家は價格を損失す可し。斯くて利子にして低減せらるゝも、外人をして我が條件に服せしむる能はずんば、不幸なる結果は偏に我が地主及び工匠の上に襲來す可し。外人にして若し我が國法に強制せられて單に我が法定の利率を以て吾人に貨幣を貸附くるを得るか、然らざれば全然貸出を行ふを得ずとせば、彼れ等は恐らく之を本國に回收し、他郷に於けるよりも寧ろ四分利を以て自國內に貸附くるを以て更に安全なりと思惟するに至る可し、加之、我が商賈が貨幣を缺く時は我が市場の價格は低落するが故に、和蘭人は其の

貨幣を四分利を以て英國商人に資金として貸出すよりも、自ら我が貨物を購入するに由りて利得する所更に大なる可きを知るが故に、彼れ等が貨幣の餘剰も彼れ等を誘ひて吾人に貸出さしむること能はざる可し、而して又航海條例の如きも今日既に英國商人の觀ある多數の者が事實和蘭人の代理商に過ぎずして、彼れ等自己の名儀に於て他人の爲に交易を行ひつゝあるを疑ふ者ある程なるが故に毫も彼れ等の到來を妨遏するの效果なかる可し(pp. 17-21)。

利子低減を主張するが爲に著されたる一論文に於て、這個外人の資金回収に由り我が貿易を損傷す可しとの議論に答へて、論者は、外國人の貨幣は現金若くは地金を以て國內に誘致せらるゝにあらすして、財貨若しくは爲替手形に依るものなり、而してそが支拂るゝ場合には財貨若しくは爲替手形を以て返却せられざる可らず、斯くて國內の貨幣を減少することなかる可しと主張せり。然れども、果して論者の言の如く、外資は悉く貨物又は爲替手形に依りて輸入せられ現金又は地金に依ることなしとせば、吾人は如何にして地金若しくは貨幣を所有するに至れるや。吾人は金の我が國に生ずることなきを知る、而して銀の産額亦殆ど謂ふに足

らず、現今英國内に存する銀の大部分は我が島内に於ける孰れの鑛坑よりも採取せられたる所にあらず。若し論者にして此の地に對し利附にて其の貨幣を貸出せる和蘭に於ける金主が之を地金若しくは正金を以て此の地に送達せざるものと思料せば、そは其の眞偽孰れに拘らず論者の論旨を援護するものにあらず。即ち若し彼れにして其の貨幣を彼れの隣人なる一商人に支拂ひ、之に對して英國に於て支拂はる可き其の手形を購入せりとせば、彼れは該商人をして本來彼れが拉し去る可き其の權利に屬する貨幣を英國内に殘存せしめたるものに外ならざるが故に、宛も彼れは該金額を送達せると同一の行爲を行へるものなり。寔に論者の所言の如く我が國法は現金を以て支拂を爲すことを許さずと雖、這般の法制は郭公を籬の裡に圍ふ (to hedge in the Cookoe) ものにして何等の效果あるものにあらず。即ち若し吾人が貨物を輸出することなく、之に對して我が商人が其の權利に屬する貨幣を和蘭に於て有することなしとせば、そは如何にして爲替手形に依りて支拂はれ得可き。而して一百磅を價する貨物は決して二百磅の貨幣を償却し得ることなきなり。而も是往々人を誤解に導く所なるを以て Locke は或は買

易の例に就き、或は農民の經濟に準へて之を闡明せんと努めたり。斯くて彼れは論者の所説如何に拘らず、貨幣を英國内に誘致するの途は吾人が販賣する所のものを以て支拂ひ得るよりも、此の地に在りて外國貨物を消費すること少きに依るの外あることなく、吾人が外人に對して負へる債務は海外に輸出賣却せられたる我が貨物が彼の地に於て我が商人の或者に對して支拂はる可き貨幣又は負債を誘起するに至るまでは爲替手形に依りて支拂はるること能はざるものなりと論結せり。即ち貨幣若しくは貨幣價值を有する物以外に債務を償還す可き物なく、紙上に記されたる三四行の文字の到底能する所にあらず、彼れ等にして若し實價を有し貨幣に代へて使用せらるゝを得ば、吾人は何が故に我が織物、鉛及び錫に代へて之を市場に交付し、更に低廉なる價格を以て所要の貨物を購入せざるや。單に爲替手形を以て行ひ得るは其の權利に屬し又は信用を以て借入れたる在外貨幣を何人に對して支拂ふ可きやを命令するに在り、而して吾人が既に支拂を受く可き權利を有するは其の源に溯れば、此の地より送達せる貨物又は貨幣に由りて然るに至りしものなるを知る可く、若し又信用に由りて借入れられたるものなり

とせば、それは窮極此の地より送達せらる可き貨幣又は貨物に依りて支拂はるゝに非ざれば、此の地に於ける商人は破産の境涯に陥らざるを得ず云々と (pp. 21-28)。即ち當時に在りては貨物は早晚貨物を以て支拂はる可きものなりとの理論は未だ闡明せらるゝに至らず。Lockeの如きマーカントリストの見たるは short run に於ける貨物對貨物の支拂にして、彼れ等は時々貨幣を以て支拂はる可き國際貸借の差額あるものと信せしなり (Ashley, *Surveys Historic and Economic*, 1900, p. 291. 參照)。前述の如く一國の財富及び貨幣は自國の貨物若しくは勞働を以て支拂はるゝ以上、外國商品を消費するに由りて減少するを以て通態とするも、一國より送致する軍需品に依りて國外に於ける大軍隊及び同盟軍を支持せざる可らざる場合には往々にして更に急速且つ痛切に財富の減少を來す可し。遮莫英國は宗教戰爭若しくは少くとも彼の航海及び通商革新以後に於て其の海上權を擴張し其の航海及び通商の安定を得るを以て大陸に於ける戰爭及び征服よりも國家の利益たることを觀取したるが故に、海外に於ける軍事費は殆ど我が貧富に影響する所なきに至れり。次で吾人は一定比率の貨幣が貿易に取りて須要なる所以を考察

せざる可らず。凡そ其の循環に際し種々なる貿易の機關を運轉せしむる貨幣は其の水路を辿りつゝある間に其の幾分は不動の渚水池に導かるゝを免れざる可し。總て其の土地より原料を供給する地主、之に加工する勞働者、是等の貨物を要求する者に之を配分する仲介業者即ち商人、及び店商人、並に之を消費する消費者の間に分配せらるゝなり。而して貨幣は總て是等各種の人々に取り第一に計算を行ふ可き用具 (Counters) として、第二に之を受理したる者は再び之に對して隨時其の要求する他貨物の同一價值を取得す可き保證たる可き擔保 (Pledges) として役立つが故に必要なものなり。一方は其の刻印及び名價に依り、他は其の耐久性、稀少性及び偽造に適せざるの特質に外ならざる其の實價に依りて行はるゝなり。這般の實價は固より本然のものに非ず、單に之に對して承認を與へたる人々の意向に基くものなれども、而もそは普遍的なるが故に概して本然のものたるご同一の効果を有するなり。然れども、そは常に必ずしも然るに非ず、吾人は籠城に際し又は戰艦内に在りて銀は火藥に對して同一の價值を有することなかる可く、饑饉に際しては金は之と同一量の糠麩の價值を有せざることあるを知るなり。斯く

て交易に取り一定比率の貨幣を必要とするは擔保としての貨幣に依頼するものにして、計算の用具としてのそれにあらず、何となれば計算は文書に依りても之を行ふを得るが故なり。即ち余が或人より受理したる手形、債券又は其の他の債務證書は果して是等の證書が真正にして適法のものなりや、又余に對して義務を負へる者が正直にして其の責に任ず可きやを知悉せざる他人に由りて保證として受領せらるゝことなかる可く、從て流通擔保物件たるに足るの價值を有せざる可く、又法は人類全般の承認が金銀に添加したる實價を手形に對して賦與すること能はざるが故に、公權威に據りて手形讓渡の場合に於けるが如く克く這般の資格を具有せしむること能はざるなり。而して是に由りて吾人は我が手形若しくは證書を以て外國人に對する支拂の一部に充つること能はず。縱令我が國民の間に在りては恐らく彼れ等は貴重なる代償として通用することある可しと雖、而も仍是に由りて多く彼れ等か疑惑、紛争及び偽造を免るゝこと能はざるの疾あり、而して彼れ等が實正確實なる保證たることを確保するが爲には吾人の眼力或は試金石以外に他の證明を要することを避くるを得ず。而して這般の經過は其の實

行可能なりとするも結局吾人の貧困を防止することなかる可く、却て吾人をして其の窮乏を感知することなからしむるに由り吾人をして災害に臨みて更に大なる不利を感せしむること明なるが故に吾人をして貧困ならしむるの援たるものなりと想像せらるゝを得可し。遮莫若し這個手形讓渡の方法にして輕易安全と爲り且つ國內一般に實施せられて流通擔保物件の缺乏に基く我が貿易の衰退及び我が隣邦よりする利附借入を抑制するに至らんか、是に比して優れるものあること明なり (pp. 28—32. 此の點に關しては前掲 Child の New Discourse. Chap. V. を對照せらる可し)。

次で Locke は彼れが當面の問題に歸り、交易に取り一定比率の貨幣が必要なる所以を闡明せんとせり。有ゆる人は少くとも彼れに對して生活又は其の職業上の必需品を供給せる者に即時若しくは短期間に賠償を與ふるに足る可き貨幣又は時宜に適せる補給を有せざる可らず。何となれば人は貨幣若しくは信用を有せざるに至る時は是等必須の供給を受くること能はざるが故なり。而して信用は或短期間に於ける貨幣の保證に外ならざるなり。斯くて交易に取り地主、勞働

者及び仲介業者の信用を維持するに足るだけの貨幣を必要とし、而して是に由りて現金は絶えず商品及び勞働と交易せられ若しくは短期間に支拂はれざるを得ざるなり。然れども其の所要の高は正に貨幣の定量にのみ依頼するものに非ずして其の流通の遲速に關係せるを以て之を決定すること困難なり。即ち同一の志も或時は二十日間に二十人の手に致され、或時は一百日間全然同一の手中に靜止することあるが故なり。斯くて Locke は勞働者、地主及び仲介業者の三者に就きて仔細に貨幣流通の状態を論述し、幾許の貨幣が交易遂行の要件として常に各人の手中に存せざる可らざるやを推定せんとせり。而して是が爲には取引の性質を考察せざる可らず、而して又之が當事者の習慣及び必要をも注意せざる可らず。長期間に少數の大支拂あるよりも、短期間に多數の小支拂ある時は貨幣は一層其の作用を大ならしむるを得可し。而して尙、手形の購入又は短期貸附を行ふが爲に常に銀行業者の手中に止るの要ある貨幣の高及び其の他全然交易に資することなき者の手中に存す可き高をも加へて計算する時は勞働者の賃銀の五十分の一、地主の年收の四分の一及び仲介業者の年々の利得の二十分の一以下を

以て一國の交易を推進するに充分なりと思惟すること能はず。少くも其の二分の一の現金を以て交易の諸機關を運轉し、商業の繁榮を維持するを得るものと想像する能はず、而して一國の現金にして這般の比率を失せんか、其の國の交易は之に應じて損傷せられざるを得ざるなりと論定せり (pp. 31-41)。吾人は以上の推算を以て Petty のそれと對比する時は一層興味深さを覺ゆるなり (Quantulumcunque concerning Money. 1895. p. 6. 其他參照)。

Locke は爰に筆を岐路に驅せて排商重工論に入れり。仲介業者の増加は貨幣循環の範圍を擴大し、其の巡行に際して停止の度數を増加し、斯くて其の復歸は必然遲緩寡少の度を加へて一國の交易を損傷す可く、加之彼れ等は交易の利得の過大なる部分を吸収するに由りて勞働者を餓死せしめ而して國內に於ける安定不動の事業なるが故に特に其の利益を保護するの要ある地主を困窮せしむるものなり。然れば自國の貨物は出來得る限り之を生産する者以外に其の販賣を行ふことを防歴するを以て可とす。此の點に於て店商人は斷えず一定量の貨幣を其の手中に保留するのみならず、社會をして其の保留の費用を支拂はしむるが故に

賭博者よりも有害なるものなり。而も後者亦交易の見地より觀るも禁歴す可きものたること論なき所なり。然るに製造業は交易裡に於て最も重要なる部分を占むるに拘らず、最も少額の貨幣を以て之を營むを得可く、特に細工が原料に比して價值大なる場合に於て其の然るを見るなり。而して Locke は彼れが曩に掲げたる消費者を以て特殊の算定に價するものと思料するを拒みたり。曰く、勞働者、仲介業者又は地主の孰れにも屬せざる消費者は極て稀にして、地主の子女及び家僕の如き直接之に依頼する者は其の土地の賃子に依りて扶持せらるゝものなるが故に等しく之を其の名稱の下に置くを得可く、其の他皆之に準ずるを得可しと (pp. 41-43)。

以上の所言に據りて、吾人は利子の低減が其の危險に對し報酬の均衡を得ざるものと思料せらるゝが爲に、外人をして其の貨幣を本國に回收せしめ、若しくは自國民をして貸出を遲疑せしむるに由りて交易を阻止し、是が爲に如何なる損害を吾人に與ふるやを知悉するを得可し。尙、他に現今の利子低減論に對し有力なる影響を有するの觀ある論據あり。即ち利子の低下は之と比例して有ゆる他物の

價值を高上せしむ可しと做すもの是なり。洵に貨幣は是に依りて購入し得可き有ゆる他物に對する平重にして、交易の天秤に於て反對の秤皿に在るが故に、汝が貨幣の價值より削減する所愈、大なれば愈、之に對して交換せらる可き他物の價格を増加す可きこと自然の結果たるに似たり。即ち或物の價格騰貴は貨幣に比して其の價值増加せるか若しくは貨幣價值減少せるかに因るものなり。而して利子の低減は之に準じて貨幣の價格を削減するものにして、從て其の價值を減少せしむるものなり。然れども吾人にして是に依りて購入し得可き或物に準じて貨幣價值の尺度たるものは該物件の數量及び其の需要と比較す可き現金の數量たることを知らば容易に這般の理論の誤謬を發見し得可し。或貨物の需要は其の必要又は生活の便宜を與ふ可き有用性若しくは好奇心又は時様に導かるゝ世評に由りて決定せらる可きものにして、其の價格は畢竟買手及び賣手の數に比例して上下す可く、斯くて時好の變遷に見るが如く、他物に比し特に或一物に對し同時に多數の人々に由り現存貨幣の大なる部分が費消せらるゝの傾向あるに因りて、其の販賣高は増減するの結果を見るなり。此の法則は賣買せらる可き總ての物

件に普く適用せらる可く、往々にして或特殊の人の狂妄なる嗜好を除外するが故に、そは交易場裡に於て或物をして此の原則に對する例外として思惟するの價值あらしむるが如き重要な地位に達することなし。彼れは先づ生活の必要及び便宜上の要求、並に之に資す可き消費貨物に就き是等のものに對する貨幣の價值は偏に是等物件の多寡に比例せる貨幣の多寡に依頼するものにして、當時に於ける必要、法律若しくは契約に由りて貨幣の借入に課せらる可き利子如何に由るものにあらざることを明にし、次で土地に對しても其の適用を見る所以を説かんとす。人は絶對必要の物件に對しては之無きを忍ばんよりは寧ろ貨幣の如何なる高をも支拂ふ可く、而して斯くの如き物件に於ては獨り其の稀少性のみが其の價格を決定するなり。而して多少有用なる物件の價值も之に類せる其の増減の割合に由り貨幣に比して上下す可きも、唯だ生活の絶對必需品は如何なる價格を以てするも之を取得せざる可らざるに、有用物件は單に彼れ等が他の有用品に優越するが故に取得せらるゝの點に於て相違あるのみ。故に是等貨物は孰れも其の數量少く、而して他の物件に比し其の消費を選ばるゝに由りて定る其の需要大な

る場合に於てのみ其の價值上騰するなり。然れば利子の高低は英國内に於ける土地貨幣又は如何なる種類の貨物をも従前に比して増減せしむることなきが故に、其の變更に由りて直接に貨物に對し貨幣の價值を變ずるが如きこと全然なし。何となれば其の尺度たるものは偏に數量及び需要にして、それは利子の變更に由りて直接の變化を受くることなく、正に貿易關係の變化が貨幣若しくは貨物を誘入又は拉出するに資し、是に由りて従前に比し早晚此の地に於ける其の比率を變更するに依りて變化を受く可きのみ(pp. 43—47)。

Locke は更に此の點を十分に了解せしむるが爲に土地、貨物及び貨幣の三者に就きて之が價值發生の原因を探究せり。第一に土地の價值はそが斷えず賣却し得可き貨物を生産するに由りて年々一定の所得を生ずるに基くものなり。第二に貨物の價值は彼れ等が運搬し得可く且つ有用なる物件なるが故に其の交易若しくは消費に由りて生活の必要又は便益を充足するに存す。第三に貨幣に於ては前二者に相應ずる二重の價值あり。即ち先づ貨幣は其の利子に依りて年々の所得を致すの力あり、而して第二に交易に依りて生活上の必需品若しくは有用品

を吾人に致すを得るが故に價值あるものなり。第一の點に於て、それは土地の性質を具有す、土地の所得を地代と稱し、貨幣の所得を利子と呼ぶ。而も兩者の間の差違は極めて僅少なり。土地は其の土壤に於て膏腴荒蕪の相違あり、而して其の産物亦彼れ等の種類に於て頗る區々たるものあり、其の價值亦彼れ等の數量及び需要に従て變化するも、貨幣は恒に同一にして、而して其の利子に由りて全國を通じて同一種の所産を與ふるが故に、爲政者に依りて其の上に設定せられたる年々の一定歩合を有するを得るなり、而も土地は然ることなし。遮莫、一百磅の法貨は其の法定價值畫一にして法の力に依りて到る處に於て他の總ての一百磅と等しく一定の商品若しくは債務に對して支拂はるゝが故に、遍く全國を通じて其の時價同一にして土地に比して更に善く評價せられたる其の年々の賃子を有することを得可しと雖、一國に於ける貨幣若しくは交易の増減と共に變化する不同なる貨幣の必要に基き土地其の物と等しく法に據りて決定せられたる其の年々の賃子を維持すること能はざるなり。Locke は爰に於て、若し Runney-Marsh に於ける有ゆる土地が各類、悉く品等を等しうし恒に孰れも同一品質の牧草の同一量を生産す

可しとせば各觚は孰れも同一の價值なりとの理由に基き其の地代は法律に據りて制定せらるゝを得可く、而して一百磅の貨幣は年四磅以上に對して貸出さる可らずと言ふと等しく吾人は Runney-Harsh に於ける土地の各觚は年四十志以上を以て貸貸せらる可らざることを法定するを得るが如しと稱して地代說に對して暗示を與へたり。然も縱令 Runney-Harsh 若しくは全英國に於ける總ての土地は其の各觚が之を同一時に於て他の總ての觚と比較するも其の産物の點に於て全然差等なく、悉く同一價值なりとするも、猶時を異にして同一觚其の物を比較する時は其の地代の點に於て同一價值を有することなかる可く、斯くて一定時に於て其の當時に於ける之が價值を量定して法定せられたる地代が永く其の效を持續す可きものと思惟するは非なり。然り而して吾人は、物は總て自ら其の價格を見出すに委せらる可きものなり、而して人間の先見を以て到底豫知すること能はざる其の不斷の變化に由りて常に彼れ等の價值を支配す可き這個變轉して止まざる比率及び便益に對して制規及び限界を設けんとするは不可能なりとの結論に到達す可きなり。而して貨幣は有ゆる貨物に於けると等しき變化、不同を免れざ

るものなり。加之這個事故の續發に由りて生ずる其の價值の不定なる點に於て貨幣の歩合は土地の賃子に比し却て如何なる國家に於ても法律に據りて制規すること困難なるものあるなり。即ち交易場裡に生起する急激なる變化に加ふるに、貨幣は之を一國に誘致し又拉出するを得るに土地は之を能せざるの一事を以てせざる可らざるが故なり (pp. 48-51)。

貨幣は第二の點に於て貨物の性質を具有す、而して單に兩者の差違は前者が概して其の交易に由りて吾人に資し、其の消費に由ること殆ど無きの點に存す。然れども貨幣は有ゆる他の貨物に比し一般に認知せられたる價值を有し、而して名目、個數及び量目に依りて克く決定せられ、吾人をして一貨物の存在量及び需要の比率が他に對して如何なる可きかを算定するを得せしむるの外、之に比し或他の物件との交易に於て毫も一層確定不動なる價值を有することなし。而して貨幣は依りて以て吾人が計算を行ふ可き尺度たるが故に、物價の變化は先づ是に於て觀測し得可きのみ。是即ち貨幣が賣買に際して授受交易せらるゝ其の眞の價值にして、茲に他のあらゆる貨物に見ると等しき高低の變化を蒙るものなり。吾人

が其の同一量に對し一定の時機に於て交換し得る他貨物の多寡は他の時機に於けると同じからざるなり。斯くて貨幣は賣買に際し、全然他の貨物と同一なる状態に在るものにして、而して總て同一なる價值の法則に従ふものなり云々と (pp. 51—53)。斯くの如くして貿易平衡論より出發したる Locke は聽て熱心に自由主義の學説を主張するに至れり。吾人は是に於て亦マーカンチリズム其の物が自由學派の先驅たるを觀るなり。

英國戰時の食糧問題と農業政策(下)

堀江 歸一

五

吾輩は前號所載の論文に於て、英國戰時の食糧問題を論述し、同國が戰時に於ける食糧需給の調節を得て、國民の生活に安定を與ふるの目的を以て、或は政府自ら食糧中或る種類のことを管理し、或は國民に其貯藏を禁止し、或は國民の消費量に節減を加へ、或は代價を公定する等種々の手段に出で、以て今日に至れることを説明したり。思ふに是等の手段たる、其效果の如何は姑く之を措き、其本質に於て消極的なることを免かれず。一時の突發的事情に依て、食糧に對する需要と其供給との間に調節を失したるものならんか、斯る消極的手段亦效果を奏し、需給の調節を期することなきに非ざる可しと雖も、今回の戰爭に於けるが如く、戰爭の繼續意外の長期に亘り、其如何なる時に至つて、終熄するや、之を知る能はざる場合に於